

令和6年度 第1回長浜市福祉有償運送運営協議会 会議録

日 時	令和6年8月29日（木） 13:00～14:30
場 所	長浜市役所本庁舎1階 多目的ルーム1
出席者	出 席：中井会長、相山副会長、岸田委員、星野委員、松倉委員、奥田委員、江川委員 (計7名) 欠 席：松尾委員、中内委員、尾本委員 (計3名) オブザーバー：野村様 (中内委員代理) 傍 聴 者：なし 事 務 局：長浜市しおがい福祉課 (小島課長、片山係長、花澤主査、三家主事)
審議結果	*新規登録の申請について (申請事業所：一般社団法人香友会、社会福祉法人滋賀県障害児協会 計2事業所) ⇒承認 *福祉有償運送新規利用者の確認について ⇒承認

1. 開 会

課長あいさつ／事務局紹介
 《内容省略》

2. 委員交代の報告

人事異動に伴う委員交代の報告 (松倉委員)

3. 協議事項

*会議成立の報告《内容省略》

(1) 会議の公開について

議 長：次第の3（1）「会議の公開について」ですが、「附属機関の会議の公開等に関する要綱 第2条」の規定により会議の公開又は非公開の決定は、会議の冒頭に当該附属機関の長がその会議に諮って行うものされています。
 本日の協議内容について、公開することに異議のある方は挙手をお願いします。

～挙手なし～

異議なしと認めます。

それでは、本協議会の会議録については原則通り公開とさせていただきます。

(2) 新規登録の申請について

議 長：次第の3（2）「新規登録の申請について」に入ります。
 まず、配布されている資料について事務局より説明願います。

事務局：配布資料について説明 《内容省略》

議 長：ただいまの事務局からの説明をお聞きしますと、福祉有償運送が、移動困難な方にとつて必要不可欠な移動手段となっていると個人的には感じておりますが、委員の皆様はいかがでしょうか。

委 員：持ち込み車両の契約書について、持ち込み運転者の定義で福祉有償運送の運転者として登録する者となっていますが、契約者（持ち込み運転者）の名前が運転者の一覧に入っていません。契約書の文言をクリアしていただければと思います。

事務局：承知しました。ご指摘ありがとうございます。

議 長：福祉有償運送は引き続き必要であるとします。

それでは、2つの事業所から順番にヒアリングと質疑応答を行います。最後に事業所ごとに個別審査を行いますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願ひします。

まず最初に『一般社団法人香友会』の入室を認めます。

～入室（一般社団法人香友会）～

議 長：それでは、一般社団法人香友会から新規登録の申請についての説明をお願いします。

申請者：申請内容等について説明 《内容省略》

議 長：ありがとうございました。

それでは委員の皆様から申請者に質問がございましたらお願ひします。

委 員：運送対価について、距離制運賃の1kmがタクシー運賃の約8割という目安より料金が高くなっているのが気になりました。

オガーバー：質問の前に補足説明をさせていただきます。資料の表の一番左端にある料金がタクシー運賃の約8割の料金になっているため、真ん中の料金表はこれをさらに8割掛けしている金額になっています。したがって、国の目安となるタクシー運賃の約8割の金額は一番左端の金額を目安にしていただければと思います。きっちり目安金額を徴収してもらう必要はありません。事業を維持できないということであれば、目安の金額を超える金額も考えられます。一番怖いことは、金額が低すぎて赤字となり事業運営ができなくなることです。しかし、儲けていただくことを第一目標とするものではありません。実費相当分を利用者から徴収することについてご審議いただければと思います。

委 員：設定されている金額が目安よりも低いので、金額を上げられてはどうかと思います。

事業所：金額について、理事会等で議論を行いました。B型作業所に通所している人は、月1万円前後の工賃と障害年金で暮らしておられます。ギリギリのところではありますが、事業所が潰れて利用者の不利益になってしまわないように、他の事業も加味しながら、なるべく利用者に負担のないようにしていきたいと思います。社会参加や余暇

活動を通して、楽しみや喜びを感じていただきたいという思いでいます。

議 長：他にご意見等ありませんか。

委 員：行動援護や日中一時支援事業を実施されており、これに加えて今回の事業を始められるということですが、実際のスタッフは総勢何人いますか。

事業所：常勤2名（資格保持者）、パートスタッフ3名（資格保持者）、パート看護師1名、日中一時支援事業でパート2名（資格なし）が在籍しています。

委 員：常勤2名が運転者になられるのでしょうか。

事業所：本日来ている2名が運転者となります。

委 員：旅客登録をされている人は4名ですが、運転者2名のうち、どちらかが休まれるとなった場合にどういう体制で運営されるのでしょうか。

事業所：新たに1名が有償移送の講習会を受けて追加となります。また、今後2名が講習を受けて資格を取得する予定です。

委 員：資料では2名となっていますが、運輸局へ申請される際は増えるということですか。

事業所：はい。今後受ける予定の2名が運輸局へ申請を行う際に間に合うかはわかりません。

オブザーバー：申請書を提出していただく際は3名としていただき、今後2名の方が追加になっても運輸局へ申請は不要です。資格を持っていること、運転免許証が失効されていないかなどを確認いただきたいと思います。
だいたいどれくらい運転される予定ですか。

事業所：遠い人でも10kmはないかと思います。

オブザーバー：自宅から施設くらいを想定されていますか。

事業所：長浜市内を買い物や通院で利用されることを想定しています。

議 長：他に質問等ございませんでしょうか。なければ申請者は退出してください。
～退室（一般社団法人香友会）～

委員の皆様、よろしいでしょうか。

続きまして、『社会福祉法人滋賀県障害児協会』の入室を認めます。

～入室（社会福祉法人滋賀県障害児協会）～

議 長：それでは、社会福祉法人滋賀県障害児協会から新規登録の申請についての説明をお願いします。

申請者：申請内容等について説明
《内容省略》

議 長：ありがとうございました。
それでは委員の皆様から申請者に質問がございましたらお願いします。

委 員：運送対価の設定について、距離制と時間制がありますが、料金の適用条件はどのようにされるのですか。

事業所：13名の登録者のうち、すでに有償運送を実施されている事業所を利用している方がいます。他の事業所の料金単価を準用して、利用者に負担のならないようにしていきたいと思います。

委 員：先ほどの事業所より料金単価が安いですが、設定された料金で運営していくけますか。

事業所：悩ましいところではありますがこの料金で設定させていただきました。他の福祉事業での一定の収入を考えています。利用者に負担や混乱が起こらないようさせていただきました。

委 員：事業者の持ち出しとはならないですか。

事業所：持ち出しになるかもしれません、社会福祉法人としての責務なのかなと考えます。
他の事業で頑張っていきます。

委 員：利用者の収入等を考えると、ガソリンが上がったからといって料金を上げられないのが現状です。車検代や保険代等を加味しながら、何とか踏ん張っているのが事業者側の状況です。この事業をやめてしまうと、しうがいの方方が外出できなくなってしまいます。

委 員：時間制運賃は目安金額の半分での設定となっており、距離制運賃は初乗運賃の約5分の1などとなっているので心配するような金額です。

事業所：細かく試算した訳ではありませんが、とにかく利用者に混乱がおこらないように努めました。他の事業所で有償運送を利用されていて、料金に差ができると混乱されると思い、利用されている事業所の単価設定に合わせることとしました。
旧長浜エリアの方は、30分から1時間の利用となります、木之本・余呉、西浅井などのエリアの方は、スーパーに行くのに往復1時間で1,800円程度がかかりてしまいます。買い物に出かけるだけでこれだけの料金がかかってしまうのは心苦しく思います。一般的なタクシーよりは安いですが、利用者さんにはこの料金設定でも高いと思わ

れる方もいるのではと思います。

委 員：普通に買い物に行くだけで料金がかかるのは大変だと思います。

議 長：他に質問等ございませんでしょうか。

委 員：長浜市以外の守山市などで有償運送事業はしていますか。

事業所：していません。当法人で初めての事業となります。

委 員：旅客の範囲では、身体しうがい者、精神しうがい者、知的しうがい者、その他しうがい者となっていますが、旅客の名簿は身体しうがい者と知的しうがい者となっていて整合性が取れていないと思いますが、実際はどういった方が利用されるのでしょうか。

事業所：現在は、「利用者会員がタクシーを利用できない理由」の資料にある内容が実態となっています。作成した際は7名でしたが、現在は13名となっています。今後事業を展開していくうえで、他のしうがいの方も想定されるため資料のとおりとしました。

委 員：名簿以外に利用される方がおられ、ゆくゆくの利用を想定して幅を広めにされているということですか。

事業所：はい。

オブザーバー：運送対価について、資料の表の一番左端にある料金がタクシー運賃の約8割の料金になっていますので、その認識を共有させていただきたいと思います。
燃料費等の高騰でタクシー事業者は厳しい状況で、昨年5月に運賃改定を行ったものの、それでも厳しいという声を聞いています。料金については、事業をやってみないとわからない部分があると思いますが、本体の事業が傾くことのないように経過を見いただき、必要に応じて料金の値上げも検討していただければと思います。

議 長：他に質問等ございませんでしょうか。なければ申請者は退出してください。
～退室（社会福祉法人滋賀県障害児協会）～

議 長：それでは、2つの事業者から提出された新規登録の申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思います。審査は1件ずつ行います。
はじめに、『一般社団法人香友会』から出された新規登録の申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

～委員の意見なし～

議 長：では、採決に入ります。

一般社団法人香友会の新規登録の申請について、合意される方は挙手をお願いします。

【賛成：7名（出席委員 全員挙手）】

議 長：一般社団法人香友会の新規登録の申請については合意に決しました。

続きまして、『社会福祉法人滋賀県障害児協会』から出された新規登録の申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思いますが委員の皆様いかがでしょうか。

～委員の意見なし～

議 長：では、採決に入ります。

社会福祉法人滋賀県障害児協会の新規登録の申請について、合意される方は挙手をお願いします。

【賛成：7名（出席委員 全員挙手）】

議 長：社会福祉法人滋賀県障害児協会の新規登録の申請については合意に決しました。

議 長：引き続きまして、次第の2の「(3) 福祉有償運送新規利用者の確認について」に入ります。資料の内容について事務局より説明願います。

事務局：配布資料について説明 《内容省略》

議 長：事務局から説明のあった、福祉有償運送新規利用者の確認について、ご意見をお伺いしたいと思いますが委員の皆様いかがでしょうか。

委 員：これはいつから始められるのですか。

事務局：早ければ9月早々にできればと思っています。

委 員：9月以降に新規利用者が出てきた際に確認して判断することになるのですか。

事務局：事業所への説明やアナウンスを行うため、9月早々に始めて行きたいと思います。

委 員：これができる以前はどうしていたのですか。

事務局：事業所の判断となっていました。前回会議で、滋賀運輸支局からご意見をいただきましたので、県内市町の状況も確認のうえ、参考にしながら整備しました。

委 員：これから的新規の方だけで、既存の方のチェックはしないのですか。

事務局：新規の方だけを思っております。

議長：他に意見がなければ採決に入ります。福祉有償運送新規利用者の確認について、合意される方は挙手をお願いします。

【賛成：6名（出席委員 挙手多数）】

議長：福祉有償運送新規利用者の確認については合意に決しました。

それでは、これで本日の議事につきましてはすべて終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。

事務局：中井会長様、円滑な議事運営ありがとうございました。

本日は、委員の皆様方には長い時間ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。最後に、「その他」ということで、委員のみなさまから何かございますでしょうか。

4. その他

オブザーバー：資料「判断基準」の使用車両について、ペンキ等容易に脱着できない方法により「有償運送車両」の文字を表記することとなっていますが、国の基準ではマグネットの使用も可能としています。過去の協議会において、違法な行為と誤認されないようにということで、この基準を設けておられると認識しています。とは言え、この基準があるせいで、福祉有償運送をあきらめてしまったなどの意見があれば、再度検討をしていただければと思います。

事務局：マグネットを使用している事業所は把握されていますか。

オブザーバー：実態はわからないです。持ち込み車両にも表記していくことになると思いますので、必要に応じて見直しをしていただければと思います。

事務局：それでは、これで本日の長浜市福祉有償運送運営協議会を終わらせていただきます。本日は、ご協議いただき誠にありがとうございました。

5. 閉会